

From: qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp

Date: 2121/06/15

Subject: Re: 母 西山キミエの急変

弁護士 谷 直樹 様
辻 恭子 様
弁護士 岩永 隆之 様

件題の返信を受取りました。
お騒がせしています。

再びの、喪主宣言について、
辻に嫁いだ他人の恭子が、何故、喪主をするのか？
西山家には、後継者 長男 紀男、孫 西山円、曾孫 西山知志、が続いています。
今回の西山キミエの葬儀に、何故、辻が介入するか？ 何の魂胆か？
何の悪だくみだろうか？ 辻恭子の喪主は、世間一般には有り得ない。
説明責任を要請します。

紀男がやった西山家の祭祀法要は下記のとおりです。
辻恭子の喪主は有りえません。

- 1979年3月、紀男は、父 留太郎の葬儀で喪主を務めた。
- 1980年3月、紀男は、父 留太郎の三回忌法要の祭主を務めた。
祖父母の兄弟の子(叔父叔母)、父の兄弟およびその子弟、
大人数の法要だった。
- 2014年7月、紀男は、諫早から横浜の長延寺に墓地を改装した。
- 2015年4月、紀男は、長延寺において、祖父の55回忌および
父の15回忌法要を挙行了した。
- 2019年3月、紀男は、弟 紘二の葬儀を喪主 キミエの代行を
務め、取り仕切った。
- 2019年5月、紀男は、弟 紘二の満中陰法要および納骨を
長延寺で挙行了した。
- 2019年4月、紀男は、弟 紘二の三回忌法要を長延寺で挙行了した。

横山家 両親の葬儀には、美年子は客人として香典を持参し、列席しただけだった。
横山家には長男がいるので、美年子が実家の喪主を務めるとは、想像もしなかった。

恭子さんは客人として西山家の葬儀に列席していただければ、夫 紀男は穏やかに
キミエ 母を見送ることができるでしょう。
もし、葬儀会場で挨拶をやりたいのであれば、親族代表として挨拶してください。

法名について、

6月7日、かいごの花みずきより、キミエの状況について連絡を受けた。

紘二の時は、急だったので、法名なしの葬儀だった。

直ぐに、長延寺に法名の依頼をするために、キミエの資料をまとめた。

生立ちからの経緯、写真など。

浄土真宗の院号について調べた。

キミエは、お寺にも、世間にも貢献してない。

増して、200年続いた西山をつなごうとの意識がなかった。

山口節夫氏から移転を要請されていた墓を20年以上、ほったらかしていた。

キミエの後始末は紀男がやった。

父 留太郎の相続は、預金および不動産の大半をキミエ名義にした。

それにも拘わらず、紀男にも嘘をついて、辻家に多額の資産を使った。

紀男は、以上のような理由で「信女」をお願いした。

キミエに相応しい法名「釋眞恵信女」を授けていただいた。

長延寺のご厚意に感謝しています。

6月14日、辻恭子から「改めて院号をつけてもらうように」と紀男に指示が来た。

浄土真宗の院号について調べてみてくれ。

紀男は心を込めて長延寺にお願いしました。その心が何故くみ取れないのか？

他人になった辻恭子が西山に介入し、兄の立場を理解しないのは何故か？

紀男自身も81歳となり、体調も思わしくありません。

これから、キミエ死後の相続の残りの仕事が残っています。

最近の辻恭子の言動は、西山家にとっての反乱とされます。

どうぞ、兄の立場を思い遣ってください。

以上、西山 紀男、美年子

On 2021/06/14 8:45, info@n-inter-law.com wrote:

西山紀男様

お世話になっております。

下記ご連絡いただきありがとうございました。

辻氏の意向を確認しましたので取り急ぎ回答させていただきます。

まずキミエ氏の現在の状態について、辻氏は花みずきの職員と定期的にやりとりしておりすでに把握しておりました。

葬儀に関しても辻氏において平安社の担当者・筑紫氏と連絡・相談をしております。

葬儀の内容や具体的な進め方については私や辻氏と直接ではなく平安社経由でやりとりしていただくのがよいと思います。

喪主についてはすでにお伝え済みのおり恭子氏が務めたいという意向です。

また、院号についてはつけないことを希望されるところですが、辻氏としてはつけることを希望しております。

お寺で法名をいただいたところですが、改めて院号をつけてもらうよう紀男様からご依頼いただき、その費用に関しましては相続財産（預金 300 万円）中から支弁する形にしたいというのが辻氏の希望です。

なお、院号に費用がかかってしまうので葬儀に関しては質素にするのがよいのではないかと考えております。

葬儀費用に関しましても相続財産から支弁する形にできればと考えております。

なお、キミエ氏の財産から辻氏が費消したとする金銭についてはすでに回答済みのおり、返還が必要なものではないと考えております。

キミエ氏の存命中は返還を求める権限があるのはキミエ氏の成年後見人ですが、現在までのところ成年後見人からも返還を求められてはおりません。

以上、簡単ではございますが取り急ぎの回答とさせていただきます。

キミエ氏の容態が思わしくないとのことでご心労もあるかと存じます。

体調等崩されませんようお体にお気をつけください。

どうぞ宜しくお願い致します。

弁護士 谷 直樹

--

+++++++ 媛の早起き鳥 ++++++

+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>

+++++++